（臨時の報告）

第四十二条の六　認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2　（略）

（検査員証）

第四十二条の六の二　法第三十八条の五第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

第五章の二　外航船舶の確保等

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者）

第四十二条の七　法第三十九条第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四十二条の七の六第二項及び第四十二条の十八において同じ。）及び関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十二条の七の六第二項において同じ。）とする。

（外航船舶確保等計画の認定の申請）

第四十二条の七の二　法第三十九条の二第一項の規定により外航船舶確保等計画の認定を申請しようとする者は、第二十四号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ　計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

ニ　株主名簿又はこれに類する書類

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為の謄本

ロ　株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ　資産調書

ハ　計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

3　第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶貸渡業の概要を記載した書類を添付するものとする。

4　第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。

5　第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。

（臨時の報告）

第四十二条の六　認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2　（略）

（検査員証）

第四十二条の七　法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）